



福岡医発第2613号(地)

平成28年12月16日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

高病原性鳥インフルエンザ(H5亜型)が疑われる事例の発生について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、「鹿児島県で採取された環境試料からの高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N6亜型)の検出について」は、平成28年11月28日付け福岡医発第2416号(地)にてご連絡いたしました。

今般、他県における高病原性鳥インフルエンザ(H5亜型)が疑われる事例の発生について、別添のとおり厚生労働省より福岡県保健医療介護部を通じて情報提供がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、鳥インフルエンザを疑う患者を診察した場合は、速やかに最寄りの保健所に連絡いただくよう貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 田中泰之
会長 白石恒明

28保衛第2761号
平成28年12月6日

公益社団法人	福岡県医師会長	}	殿
公益社団法人	福岡県病院協会会長		
一般社団法人	福岡県私設病院協会会長		
公益社団法人	全国自治体病院協議会福岡県支部長		
一般社団法人	福岡県精神科病院協会会長		

福岡県保健医療介護部長
(保健衛生課感染症係)

高病原性鳥インフルエンザ（H5 亜型）が疑われる事例の発生について

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

このことについて、厚生労働省健康局結核感染症課長から、別添（写）のとおりの情報提供がありましたのでお知らせします。

つきましては、医療機関において鳥インフルエンザを疑う患者を診察した場合は、最寄りの保健所に連絡いただきますよう貴会会員に対して周知をお願いします。

（担当）

福岡県保健医療介護部保健衛生課
感染症係 中山

TEL:092-643-3268

FAX:092-643-3282

事務連絡
平成 28 年 11 月 28 日

各 都道府県
保健所設置市
特別区

衛生主管部（局）感染症担当課 御中

厚生労働省健康局
結核感染症課

高病原性鳥インフルエンザ（H5亜型）が疑われる事例の発生について
（情報提供）

今般、農林水産省より、別添のとおり、青森県青森市の農場において高病原性鳥インフルエンザ（H5亜型）が疑われる事例が発生した旨の発表がありましたので、取り急ぎ情報提供します。

なお、引き続き、鳥インフルエンザの人への感染防止のため、「国内の鳥類における鳥インフルエンザ（H5N1）発生時の調査等について」（平成 18 年 12 月 27 日付け健感発第 1227003 号）に基づいた対応をお願いするとともに、「鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の実施等について」（平成 18 年 11 月 22 日付け健感発第 1122001 号）に基づき、医療機関において鳥インフルエンザを疑う患者を診察した場合は、保健所に連絡されるよう改めて周知をお願いします。

別添：農林水産省による公表資料

参考：

「国内の鳥類における鳥インフルエンザ（H5N1）発生時の調査等について」
（平成 18 年 12 月 27 日付け健感発第 1227003 号）

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou02/01-13_061227.html

「鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の実施等について」
（平成 18 年 11 月 22 日付け健感発第 1122001 号）

http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou02/01-14_061122.html

青森県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

青森県における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例については、遺伝子検査の結果、H5亜型であり、本日、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確認されました。あわせて、別添のとおり、総理指示がありましたのでお知らせいたします。

1. 概要

青森県における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例については、遺伝子検査の結果、H5亜型であり、本日、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確認されました。今後、NA亜型について国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門において検査を実施します。

2. その他

- (1) 当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。
- (2) なお、我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
- (3) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- (4) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

<添付資料>

- ・総理指示(PDF : 51KB)

【お問合せ先】

消費・安全局動物衛生課

担当者：横澤、鈴木

代表：03-3502-8111（内線4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994

FAX：03-3502-3385

(鳥インフルエンザ事案)

総理指示

- 現場の情報をしっかり収集すること。
- 農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。

新潟県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

新潟県における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例については、遺伝子検査の結果、H5亜型であり、本日、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確認されました。あわせて、別添のとおり、総理指示がありましたのでお知らせいたします。

1. 概要

新潟県における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例については、遺伝子検査の結果、H5亜型であり、本日、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確認されました。今後、NA亜型について国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門において検査を実施します。

2. その他

- (1) 当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。
- (2) なお、我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
- (3) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- (4) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。

<添付資料>

- ・総理指示(PDF：55KB)

【お問合せ先】

消費・安全局動物衛生課

担当者：横澤、鈴木

代表：03-3502-8111（内線4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994

FAX：03-3502-3385

(鳥インフルエンザ事案)

総理指示

- 現場の情報をしっかり収集すること。
- 農林水産省はじめ関係各省が緊密に連携し、徹底した防疫措置を迅速に進めること。
- 国民に対して正確な情報を迅速に伝えること。



国内の鳥類における鳥インフルエンザ(H5N1)発生時の調査等について

鳥インフルエンザ
Avian influenza

鳥インフルエンザに関する情報(関連情報)



健感発第1227003号

平成18年12月27日

平成20年5月12日 一部改正

〔
都道府県
各 政 令 市 衛生主管部(局)長 殿
特 別 区
〕

厚生労働省健康局結核感染症課長

国内の鳥類における鳥インフルエンザ(H5N1)発生時の調査等について

高病原性鳥インフルエンザが国内の鳥類で発生した場合の措置等については、これまでに「高病原性鳥インフルエンザ対策における留意点について」(平成16年2月27日付け医政経発第0227001号・健感発第0227001号・食安監発第0227002号厚生労働省医政局経済課長・健康局結核感染症課長・医薬食品局食品安全部監視安全課長通知)、「養鶏関係者の高病原性鳥インフルエンザ感染防御のための留意点について」(平成16年3月10日付け健感発第0310002号本職通知)、「国内における高病原性鳥インフルエンザの発生に伴う疫学調査について」(平成16年4月5日健感発第0405001号本職通知)、「高病原性鳥インフルエンザの国内発生時の措置について」(平成16年12月22日付け健感発第1222001号本職通知)、「家きん農場の従業員等に対する健康調査の実施について」(平成17年7月14日健感発第0714001号本職通知)、「H5N2亜型の高病原性鳥インフルエンザウイルス感染家きんの防疫措置における抗インフルエンザウイルス薬の予防投与について」(平成17年7月29日健感発第0729002号本職通知)及び「養鶏関係者の高病原性鳥インフルエンザ感染防御のための留意点について」(平成18年1月10日健感発第0110001号本職通知)によることとしてきたところである。

今般、高病原性鳥インフルエンザのうち鳥インフルエンザ(H5N1)に感染し、又は感染した疑いのある鳥類(以下「感染鳥類」という。)を認めた獣医師又は感染鳥類の所有者より、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)第13条第1項の届出を受けた場合の同法第15条に基づく調査及び同法第29条に基づく措置等について、下記のとおり定めることとしたので、貴職におかれては、関係者への周知等、対応に遺漏なきよう特段の配慮をお願いする。

また、鳥インフルエンザ(H5N1)以外のインフルエンザが発生した場合においては、その感染性及び病原性に応じて改めて対応を定めることとし、本通知の施行に伴い、上記通知については関係課と調整の上、これを廃止することとしたので、併せて了知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に規定する技術的な助言である。

記

第1 目的

都道府県知事、保健所を設置する市の市長及び特別区長(以下「都道府県知事等」という。)が、鳥類で発生した鳥インフルエンザ(H5N1)のヒトへの感染を未然に防止する観点から、適切な感染予防方法の周知と調査等を行うために必要な対応等について示すものである。

第2 通常時の留意点等

1. 家きん農場における感染予防

家きん農場における感染予防に万全を期すため、以下のことに留意するよう、家きん農場の従業者等に周知すること。

- (1) 日頃より健康管理に留意し、作業中は専用の作業服、マスク、帽子、手袋及び長靴を着用するなどの通常の衛生対策を徹底するとともに、作業後は、うがいや手洗いを励行すること。また、発熱等の健康状態の異常が認められた場合には、速やかに医療機関を受診すること。なお、受診の際に家きんとの接触の機会があったことを医師に伝

- えること。
- (2) 通常のインフルエンザに罹患している場合は、鳥インフルエンザとの混合感染を予防する観点からも、家きん農場での作業を避けること。
 - (3) 鶏の異常死の有無等の観察に努め、鳥インフルエンザ(H5N1)が疑われるような異常が認められた際には、死亡鶏等への接触を避け、速やかに家畜保健衛生所に連絡し、対応を相談すること。
2. 食鳥処理場における感染予防
- 食鳥処理場における感染防御に万全を期すため、以下のことに留意するよう食鳥処理場の従業者等に周知すること。
- (1) 作業服、マスク及び手袋を着用するなどの通常の衛生対策に加えて、ゴーグルを装着するといった衛生対策を徹底すること。
 - (2) 発熱等の健康状態の異常が認められた場合には、速やかに医療機関を受診すること。なお、受診の際に家きんとの接触の機会があったことを医師に伝えること。
3. 野鳥からの感染予防
- 野鳥はどのような病原体を保有しているかわからないことから、以下のことに留意するよう死亡野鳥等を発見した者に周知すること。
- (1) 死亡野鳥に直接触れないようにすること。
 - (2) 死亡野鳥に触れた場合は、うがいや手洗いを励行すること。また、発熱等の健康状態の異常が認められた場合には、速やかに医療機関を受診し、死亡野鳥との接触の機会があったことを医師に伝えること。

第3 発生が疑われた場合の留意点等

家きん農場において、家きんの異常死の増加等により鳥インフルエンザ(H5N1)の発生が疑われた場合の感染予防として、以下のことに留意するよう家きん農場の従業者等に周知すること。

- (1) 鳥インフルエンザ(H5N1)の感染の有無が確認されるまでの間は、可能な限り鶏舎への立ち入りを控えることとし、どうしても立ち入らなければならない場合には、適切な個人感染防護具(以下「PPE」という。)を着用するなど、必要な感染防御に努められたいこと。
- (2) 直ちに、鳥インフルエンザ(H5N1)の発生が疑われて以降当該家きん農場に立ち入った者の健康状態の確認を行われたいこと。

第4 発生時の調査等

1. 積極的疫学調査

関係部局と協力連携し、感染症法第15条に基づき周辺の鳥類等の感染状況、感染原因等の調査を行うこと。また、感染鳥類又はその排泄物等(以下「感染鳥類等」という。)に接触したすべての者(以下「接触者」という。)について、感染鳥類等との接触の状況に関する質問を行い、接触の状況に応じ、以下の必要な調査等を実施すること。

なお、質問又は調査が速やかに実施できるよう、接触者の連絡先等を確認しておくこと。

- (1) 感染鳥類等と直接接触し、その際に適切なPPEを着用していなかった者

ア. 健康調査の内容

- [1] インフルエンザ様の症状の有無を確認すること。
- [2] 感染鳥類等との直接接触後10日間(最終接触日を0日として10日目まで)は、保健所による指導のもと健康観察(1日2回の検温等)を行うよう要請すること。保健所においては可能な範囲で電話等により健康状態を聴取すること。また、この間は、公共の場所での活動を可能な限り自粛するよう要請するとともに、やむを得ず外出する際にはマスクの着用を指導すること。
鳥インフルエンザ(H5N1)の感染を疑うような症状が発現した場合には、直ちに保健所に相談するよう要請すること。
- [3] 鳥インフルエンザ(H5N1)の感染を疑うような症状を呈した旨の相談を受けた保健所又は衛生部局は、必要と判断される場合には、速やかに医療機関への受診を勧奨し、医師による診断及び治療が適切に行われるよう配慮すること。

なお、受診の際に感染鳥類等との接触の機会があったこと及びこれまでに実施した検査の結果を医師に伝えるように要請すること。

- [4] その他必要と認める検査を行うこと。

イ. 抗インフルエンザウイルス薬の投与

感染鳥類等と直接接触し、その際に適切なPPEを着用していなかった者の明示の同意が得られた場合については、予防投与が行われるようにすること。

- (2) 適切なPPEを着用した上で、感染鳥類等と直接接触した者

ア. 健康調査の内容

- [1] インフルエンザ様の症状の有無を確認すること。
- [2] 感染鳥類等との接触の間及びその終了後10日間(最終接触日を0日として10日目まで)は、保健所による指導のもと健康観察を行い、この間に鳥インフルエンザ(H5N1)の感染を疑うような症状が発現した場合には、直ちに保健所に相談するよう要請すること。
- [3] 鳥インフルエンザ(H5N1)の感染を疑うような症状を呈した旨の相談を受けた保健所又は衛生部局は、必要と判断される場合には、速やかに医療機関への受診を勧奨し、医師による診断及び治療が適切に行われるよう配慮すること。

なお、受診の際に感染鳥類等との接触の機会があったことを医師に伝えるように要請すること。

イ. 抗インフルエンザウイルス薬の投与

適切なPPEを着用した上で、感染鳥類等と直接接触した者の明示の同意が得られた場合については、予防投与が行われることが望ましい。

(3) 感染鳥類等との直接の接触はないが、発生場所の周辺地域に居住等をしている者

ア. 健康調査の内容

鳥インフルエンザ(H5N1)の感染を疑うような症状を呈した旨の相談を受けた保健所又は衛生部局は、症状発現前10日間の鳥類等との接触状況について確認し、必要と判断される場合には、速やかに医療機関への受診を勧奨し、医師による診断及び治療が適切に行われるよう配慮すること。

イ. 抗インフルエンザウイルス薬の投与

予防投与の必要はない。

2. 感染予防のための指導

都道府県知事等は感染鳥類等の防疫作業に従事する者に対して、以下のことを指導すること。

- [1] 作業前後の健康状態を把握すること。
- [2] 作業従事に当たっては、手洗いやうがい、適切なPPEの着用等、必要な感染防御手段を講ずるよう徹底すること。
- [3] 従事に当たっては体調に十分留意すること。

第5 患者(疑似症患者を含む。)が確認された場合の対応

都道府県知事等は、第4による積極的疫学調査の結果、鳥インフルエンザ(H5N1)患者(疑似症患者を含む)が確認された場合については、「鳥インフルエンザ(H5N1)に係る積極的疫学調査の実施等について」(平成18年11月22日付け健感発第1122001号本職通知)に基づく対応をとること。

第6 適切な情報共有

1. 関係部局との情報共有

鳥類の異常死、鳥インフルエンザ(H5N1)の発生に関する疫学的状況が判明するなど、関係部局が同疾病に関する情報を入手した場合には、速やかに情報提供を受けられるよう、日頃から関係部局等と緊密な連携を図ること。また、鳥インフルエンザ(H5N1)の発生が疑われる等の情報を入手した場合には、2. の規定により速やかに厚生労働省に報告するとともに、関係部局等に対しても情報提供を行われないこと。

2. 他の都道府県等、国等との情報共有

都道府県知事等は、第4による積極的疫学調査に伴い得られる情報の重要性にかんがみ、調査の過程においても、鳥インフルエンザ(H5N1)の発生状況、動向等を含む調査結果について関係する都道府県知事等との間で共有するとともに、感染症法第15条第5項の規定に基づき、厚生労働大臣に報告を行うこと。

また、鳥類における鳥インフルエンザ(H5N1)の発生が都道府県等の区域を越えて発生し、または発生するおそれがある場合には、厚生労働大臣は、感染症法第63条の2に規定に基づき、第4による積極的疫学調査の実施について必要な指示を行うものであること。

第7 接触者等に対する情報提供等

都道府県知事等は、接触者等に対して、鳥インフルエンザ(H5N1)の鳥類における発生の状況、動向及び原因に関する適切な情報発信を行うとともに、マスクの着用、最寄りの保健所等への相談、医療機関での受診等についての必要な情報提供を行うこと。

また、住民に対する正確な情報の提供に努めること。

第8 その他

都道府県知事等は、第4による積極的疫学調査の実施に当たり、「鳥インフルエンザ(H5N1)に係る積極的疫学調査の実施等について」(平成18年11月22日付け健感発第1122001号本職通知)の別添の「接触者調査票」(添付1)及び「接触者に係る体温記録用紙」(添付2)を活用することが可能であること。



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5253-1111(代表)

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

鳥インフルエンザ(H5N1)に係る積極的疫学調査の実施等について

鳥インフルエンザ
Avian Influenza

鳥インフルエンザに関する情報(関連情報)



健感発第1122001号

平成18年11月22日

平成20年5月12日 一部改正

〔 都道府県 〕
各 政 令 市 衛生主管部(局)長 殿
〔 特別区 〕

厚生労働省健康局結核感染症課長

鳥インフルエンザ(H5N1)に係る積極的疫学調査の実施等について

鳥インフルエンザ(H5N1)の発生の予防及びまん延の防止のために都道府県、保健所を設置する市及び特別区(以下「都道府県等」という。)において実施すべき措置については、平成18年6月に新型インフルエンザ専門会議において「インフルエンザ(H5N1)に関するガイドラインフェーズ3-1」(別添)が取りまとめられ、この中で、鳥インフルエンザ(H5N1)の患者等に対する調査についてもまとめられているところである。

今般、これを踏まえて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)第15条の規定に基づく鳥インフルエンザ(H5N1)に係る感染症の発生の状況、動向及び原因の調査(以下「積極的疫学調査」という。)の実施等について下記のとおり定めたので、実施に遺憾のなきを期するとともに、関係機関へ周知されたい。

なお、下記の第3については地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9に基づく処理基準とし、第1、第2、第4及び第5については同法第245条の4に基づく技術的助言とする。

記

第1 目的

都道府県知事、保健所を設置する市の市長及び特別区長(以下「都道府県知事等」という。)が行う鳥インフルエンザ(H5N1)に係る積極的疫学調査の目的は、「感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにすること(法第15条第1項)として、具体的には次に掲げる事項の達成を目的とするものであること。

- (1) 鳥インフルエンザ(H5N1)発生地域における当該インフルエンザウイルスの人への感染の早期発見と必要な公衆衛生対策の迅速な実施による感染拡大防止
- (2) 鳥インフルエンザ(H5N1)に感染した原因、感染経路又は感染した地域の特定
- (3) 鳥インフルエンザ(H5N1)の人に感染させるおそれの程度の評価
- (4) 収集した鳥インフルエンザ(H5N1)に関する情報の提供

第2 実施体制等

1 実施体制

都道府県等における鳥インフルエンザ(H5N1)に係る積極的疫学調査の実施体制は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 都道府県知事等は、各都道府県等の衛生部局において他の日常業務等を通じて基本的な疫学調査手法に関する知識を相当程度有している者の中から、積極的疫学調査に従事する都道府県等の職員(以下「疫学調査員」という。)を選任すること。
- (2) 都道府県知事等は、疫学調査員に対して、感染防御のための十分な研修、訓練等を実施すること。また、疫学調査員について疫学調査の従事に係る精神的なケアのための体制を構築するよう努めること。
- (3) 疫学調査員は、積極的疫学調査の実施に当たっては、マスク、手袋の着用等の十分な感染防御手段を講じること。

- (4) 都道府県知事等は、積極的疫学調査への従事後における疫学調査員の健康状態の確認をするとともに、鳥インフルエンザ(H5N1)に感染したおそれのある疫学調査員に対して、まん延防止のための必要な対応を行うこと。

2 平時からの準備

都道府県等においては、鳥インフルエンザ(H5N1)に係る積極的疫学調査の実施に関し、次に定めるところにより平時からの準備を進めること。

- (1) 疫学調査員として選任される者をあらかじめ決定しておくこと。決定に当たっては、人数・構成について積極的疫学調査の円滑な実施に支障のないことを旨とすること。
- (2) (1)に規定する者に対して、感染防御のための十分な研修、訓練等を実施すること。
- (3) 疫学調査員の二次感染を防止するために必要な物品を確保すること。
- (4) 鳥インフルエンザ(H5N1)の発生の予防及びまん延の防止に係る関係部局、関係機関の間で積極的疫学調査の開始、進行状況等についての情報を共有するための体制をあらかじめ構築するとともに、平時からの情報交換を密に行うよう努めること。
- (5) 鳥インフルエンザ(H5N1)の迅速な検査体制を確保するため、地方衛生研究所その他の関係機関との連携方法を明らかにしておくこと。

第3 積極的疫学調査の実施

1 用語の定義

第3において、次の(1)及び(2)に掲げる用語は、当該(1)及び(2)に定める意味とする。

(1) 要観察例

38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状があり、かつ、次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 10日以内にインフルエンザウイルス(H5N1)に感染している若しくはその疑いがある鳥(鶏、あひる、七面鳥、うずら等)、又は死亡鳥との接触歴(直接接触したこと又は2メートル以内に接近したことをいう。以下同じ。)を有する者

イ 10日以内に患者(疑似例を含む。)との接触歴を有する者

(2) 患者(疑似症患者を含む。)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」(平成18年3月8日健感発第0308001号)別紙第7の1(3)ア及びイに規定する者

2 要観察例に係る積極的疫学調査

要観察例に係る積極的疫学調査は、次に定めるところにより、実施するものとする。

- (1) 保健所において、医師等から要観察例に関する情報が得られた場合には、当該医師等に対して当該要観察例に関する次に掲げる事項について聴取するとともに、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号。以下「施行規則」という。)第8条第2項の規定に基づき、採取した検体の提出を求めること。
 - ア 年齢及び性別
 - イ 初診年月日
 - ウ 当該医師の住所(病院又は診療所で診療に従事している医師にあつては、当該病院又は診療所の名称及び所在地)及び氏名
 - エ 第3の1の(1)に規定する要観察例の定義に合致しているかどうかなお、上記の血清型H5遺伝子が検出された旨の報告に当たっては、施行規則第9条第2項の規定に基づき、当該検体を厚生労働大臣(国立感染症研究所)に送付すること。
- (2) (1)により提出を受けた検体についてのPCR法による血清型H5遺伝子の検査の結果、血清型H5遺伝子が検出された場合には、都道府県知事等はその旨を法第15条第5項により厚生労働大臣(厚生労働省健康局結核感染症課)に報告するとともに、3による患者(疑似症患者等を含む。))に係る積極的疫学調査を開始すること。
- (3) (1)で得られた情報及び(2)で得られた鳥インフルエンザ(H5N1)血清型H5遺伝子の検査結果(遺伝子検出又は未検出)について、それぞれ「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴う感染症発生動向調査事業の実施について」(平成11年3月19日健医発第458号)に基づき、感染症発生動向調査事業実施要綱第5の4の疑似症例調査支援システムに必要な事項を入力すること。
- (4) (1)により提出を受けた検体についてのPCR法による血清型H5遺伝子の検査の結果、血清型H5遺伝子が検出された場合には、当該保健所は、(1)の要観察例を診察した医師に対して、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行うよう知らせること。

3 患者(疑似症患者を含む。))に係る積極的疫学調査

患者(疑似症患者を含む。))に係る積極的疫学調査は、次に定めるところにより、実施するものとする。

- (1) 次に掲げる場合には、都道府県知事等は、患者(疑似症患者を含む。))に係る積極的疫学調査を開始すること。
 - ア 指定政令第2条において準用する法第12条第1項の規定による医師の届出があつた場合
 - イ 2(1)により取得した医師による要観察例の診察結果及び2(2)により提出を受けた検体の検査結果から、当該要観察例が患者(疑似症患者を含む。))であることが確認できた場合
- (2) 都道府県知事等は、患者(疑似症患者を含む。))に係る積極的疫学調査として、次に定めるところにより、鳥インフルエンザ(H5N1)患者(疑似症患者を含む。))及びその接触者に対して質問又は調査を実施すること。
 - ア 患者(疑似症患者を含む。))に対する質問又は調査
 - イ 患者(疑似症患者を含む。))に対する質問又は調査は、次に掲げる事項について実施すること。
 - ① 氏名、年齢、性別、職業、住所、保護者の氏名及び住所その他の患者(疑似症患者を含む。))を特定する情報

- [2] 当該患者(疑似症患者を含む。)の症状、現病歴、治療方法、治療経過及び検査結果
 - [3] 初診年月日、病原体に感染したと推定される年月日又は発病したと推定される年月日
 - [4] 病原体に感染した原因、感染経路、病原体に感染した地域又はこれらとして推定されるもの
 - [5] 医師の住所(病院又は診療所で診療に従事している医師にあっては、当該病院又は診療所の名称及び所在地)及び氏名
- 併せて、都道府県知事等は、患者(疑似症患者を含む。)の行動及びその間の接触者についての質問又は調査を実施すること。質問及び調査は、患者(疑似症患者を含む。)に対して行うことを基本とするが、患者と明確な接触歴がある接触者に対しても、必要と認められる場合には、イにより接触者に対する質問又は調査を実施すること。

イ 接触者に対する質問又は調査

接触者に対する質問又は調査は、患者(疑似症患者を含む。)が発病したと推定される日の1日前から患者(疑似症患者を含む。)と確定するまでの間に接触した者のうち、都道府県知事等において把握可能な次の範囲に該当する者に対して、可能な限り速やかに実施すること。

(i) 世帯内接触者

患者(疑似症患者を含む。)と同一住所に居住する者

(ii) 医療関係者等

患者(疑似症患者を含む。)の診察、処置、搬送等にマスク、手袋の着用等の感染防御策なしに直接関わった医療関係者や搬送担当者

(iii) 汚染物質の接触者

患者(疑似症患者を含む。)の体液(血液、唾液、喀痰、尿、便等)に、感染防御策なしで接触のあった者。
具体的にはマスク、手袋の着用等の感染防御策なしで患者検体を取り扱った検査従事者、マスク、手袋の着用等の感染防御策なしで患者の使用したトイレ、洗面所、寝具等の清掃を行った者等

(iv) 直接対面接触者

手で触れること、会話することが可能な2メートル以内の距離で、患者(疑似症患者を含む。)と対面で会話等の接触のあった者

また、接触者に対する質問又は調査は、次に掲げる事項についての質問又は調査を行うとともに、患者(疑似症患者を含む。)と最後に接触した日から10日が経過する日までの間、38℃以上の発熱及び急性呼吸器症状の出現の有無について確認すること。

[1] 接触者の氏名、年齢、性別、住所、連絡先その他の接触者を特定する情報

[2] 患者(疑似症患者を含む。)との接触状況及び健康状態

4 他の都道府県等、国等との適切な情報共有

都道府県知事等は、第3による積極的疫学調査に伴い得られる情報の重要性にかんがみ、調査の過程においても、鳥インフルエンザ(H5N1)の発生の状況、動向を含む調査結果について他の都道府県知事等との間で共有するとともに、法第15条第5項の規定に基づき、厚生労働大臣に対して報告を行うこと。特に、鳥インフルエンザ(H5N1)の人から人への感染の拡大が懸念される場合には、情報の確定を待たずに、直ちに厚生労働大臣等との連携を図ること。

また、患者(疑似症患者を含む。)が都道府県等の区域を越えて発生し、又は発生するおそれがある場合には、厚生労働大臣は、法第63条の2の規定に基づき、第3による積極的疫学調査の実施について必要な指示を行うこと。

第4 接触者等に対する情報提供等

都道府県知事等は、接触者、鳥インフルエンザ(H5N1)の感染が疑われる者等に対して、鳥インフルエンザ(H5N1)の発生の状況、動向及び原因に関する適切な情報発信を行うとともに、マスクの着用、最寄りの保健所等への相談、医療機関での受診等についての必要な情報提供を行うこと。

第5 その他

都道府県知事等は、第3による積極的疫学調査の実施に当たり、別添の「接触者調査票」(添付1)、「接触者に係る体温記録用紙」(添付2)、「患者調査票」(添付3)及び「行動調査票」(添付4)を活用することが可能であること。



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5253-1111(代表)
Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.